

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第 23 条の 6 の規定による 設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第 23 条の 6 の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

福井県知事 殿

平成 年 月 日

（ ） 建築士事務所 福井県知事登録 第 一 号

事務所名称

所在地

電話

建築士事務所の開設者氏名又は名称

.....
⑩

（今回提出する報告書）

事業開始年月日 平成 年 月 日 から

事業終了年月日 平成 年 月 日 まで

（決算日）

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

(第三面)

所属建築士名簿

| 氏名 | 一級建築士、二級建築士、木造建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 | 登録番号 | 登録都道府県(二級建築士、木造建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士) | 建築士法第22条第1号から第3号までの講習を受けた年月日 | 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計二級建築士、構造設計三級建築士、構造設計四級建築士、構造設計五級建築士、構造設計六級建築士、構造設計七級建築士、構造設計八級建築士、構造設計九級建築士、構造設計十級建築士 | 一級建築士、二級建築士、木造建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 | 建築士法第22条第4号に規定された講習を受けた日 |
|----|---------------------------------------|------|---|------------------------------|---|---------------------------------------|--------------------------|
| | | | | | | | |
| | | | | 計 | 一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士 | 名 名 名 名 名 | |

